

日高市いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

市は、法の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び埼玉県の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」を参照し、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定める。

基本方針では、市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取り組みの実効性を高めるため、基本方針が市の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを盛り込む。

2 いじめの定義への理解

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、「いじめ」に当たるか否かの判断に際し、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにすること。（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある）

イ いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づいて設置した「いじめ防止対策委員会」を活用し、組織的に対応する（特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応）。

ウ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と有する何らかの人的関係を指す。

エ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めていくことが望まれる。

＜参考＞「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめの定義

平成28年度の調査より適用

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、当該行為の対象となった者の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人の間関係のある者を指す。

(注2)「行為」とは、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

(注3)「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかしたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

3 市のいじめについての基本的な理解

- ア いじめは、どの児童生徒にも起こり得る。どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実と、どこの学校でも起こり得るという事実を踏まえる。
- イ いじめの防止は、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の無秩序性や閉塞性等の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成されるようにすることが大切であることを踏まえる。
- ウ いじめ問題への対応は、人が生きるにあたって直面する様々な課題（大人社会のパワ・ハラ、セク・ハラ、児童虐待、高齢者虐待、DV、体罰等）へのより良き対応にもつながることを踏まえる。
- エ いじめは、生命の尊重、人権の尊重、豊かな情操や道徳心、他者との関係調整等、その教育や学びによって根絶できることを踏まえる。

4 市のいじめの防止への基本的な考え方

- ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「コミュニケーション」の4つのバランスのとれた教育活動を推進し、一人一人の児童生徒に「生きる力」を培う。
- (1) 基礎的学力の定着のために、一人一人の児童生徒を大切にした分かりやすい授業と定着テストの実施や補充学習等、一人一人の児童生徒への丁寧な教育活動に努める。
- (2) 読書活動や日々の授業に対話・創作・表現活動等を積極的に取り入れ、豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力の育成に努める。
- (3) 学校における自然体験活動や集団宿泊体験、運動会、合唱祭、立志式等感動が得られる学校行事の実現に努力し、成就感、達成感を体験させ、生命や自然を大切にする心、人と関わり合う力等を育む。
- (4) 学校行事や体験的諸活動の事前事後指導等、学校教育活動全体を通じた道徳教育を推進して、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育む。
- (5) 学級や学年、学校の課題の解決に向けて、グループや学級内で話し合い活動を繰り返し行わせ、話し合いで問題解決させる力を積み重ねていく。
- (6) 一人一人の児童生徒に、さまざまな場で「役割を与え、実行させ、認め、ほめる」ことを繰り返し行い、自信をつけさせ、自尊感情を高めていく。
- (7) 運動の特性や魅力を体験させ、体力と運動の技能を高めていく。
- イ 小・中一貫の教育活動を推進する。
- (1) 児童生徒の身体的発達が2、3年早まっており、小学4、5年生頃に精神発達上の段差があるという指摘がある。さらに、中1でいじめや不登校を引き起こす生徒が多くなる事実がある。それらを真摯に受けとめ、学習面、生活面での小学校・中学校の円滑な接続に努める。
- (2) 兄弟姉妹が少なくなっている児童生徒に年齢や学年、学校種を超えて交流する機会を設定して、「小学生が中学生に憧れを抱き、中学生は小学生にやさしくなる」等、情操面の成長を図る。
- (3) 小学校・中学校の教職員が連携して、9年間を見通して、責任をもって地域の児童生徒の指導にあたるよう生徒指導研修会、学習交流会、カリキュラム連携作業等教職員の交流を推進していく。
- ウ 直接体験を重視した教育活動を推進する。
- (1) 児童生徒のさまざまなトラブルは、人と人との関わり合い等の直接体験不足が原因と感じられる場合が多い。直接体験の多い児童生徒の中には、道徳観や正義感のある子供が多く、自然に触れる経験をしたあと勉強に対してやる気が出る児童生徒が増えるというデータもある。発達段階

に応じたさまざまな体験的活動の場と機会の設定に努める。

- (2) 儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事、職場体験や清掃・挨拶運動、ボランティア活動などの充実を図るとともに、活動をふり返ったり発表しあったりする場を設定し、感動の場、自己効力感を高める場としての学校行事の創意工夫に努める。

エ 家庭や地域との連携を図る。

- (1) いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであることを、家庭や地域に広め、家庭や地域と一緒にいじめの防止への取組を推進するための普及啓発に努める。
- (2) 保護者は、児童生徒を心身ともに健やかに育てることについて第一義的な責任を有するものであり、いじめの防止に向けて全力を挙げて対応するよう努める。
- (3) より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようするために、平素よりPTAや民生児童委員等、地域の関係団体との連携促進や学校評議員会、学校応援団、放課後子ども教室等学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。
- (4) 地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校と地域と家庭との連携の充実に努める。

オ 関係機関との連携を図る。

- (1) 平素より、教育委員会・学校と警察、児童相談所、医療機関、法務局、県教育局等の担当者の情報交換や連絡協議会を通して、情報の共有体制を構築しておく。
- (2) 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには警察と適切な連携を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市（教育委員会を含む）が実施する施策

ア いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

市は、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図るため、日高市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

連絡協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく旧「日高市青少年問題協議会」を母体とし、市長を会長とし、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、及び知識を有する者により構成する。

会議内容は、次のとおりである。

設置条例第2条（1）（2）

- ① 地方青少年問題協議会法第2条第2項の規定による意見具申に関すること
- ② いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- ③ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ④ その他、青少年問題及びいじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(2) 専門委員会の設置

教育委員会は連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止の対策を実効的に行うために、教育委員会を補助する組織として日高市いじめ問題専門委員会を置く。

この専門委員会は、学校教育の関係者、知識を有する者を充てる。なお、専門委員会の機能として、以下のようなものが想定される。

- ① 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策に関する調査研究を行う。
- ② 法第28条に規定する重大事態に係る事実関係の調査を行う。

イ 市（教育委員会を含む）が取り組む施策

(1) いじめの防止

(i) 人権教育を通して、人権意識を醸成する。

具体的には、

- ・市内全小中学校での人権教育の授業公開を行う。
- ・全小学校で暴力防止の指導を行う。
- ・人権作文、人権標語、人権メッセージ等を募集する。

(2) 家庭や地域の方々に対して学校公開に関する情報を提供し積極的に行い、学校・家庭・地域連携の教育の推進に努める。

(3) 全ての教職員の共通認識を図るため、年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行うよう指導する。

(4) ネットによるトラブル等の対策に取り組む。

- ・月に1度は「ノーテレビ・ゲーム・スマホデー」を設定し、テレビ、ゲーム、スマホの使用を制限し、家族で会話したり読書したりする時間にするよう推奨していく。
 - ・保護者向け、児童生徒向けの研修会を実施するよう促していく。
- などが考えられる。

(5) いじめを許さない気運を醸成する。たとえば

- ・「いじめ撲滅」をテーマにした児童生徒の研修会を開催し、いじめ問題への自分の考えを伝え合う場を設定する。
- ・「日高市いじめ撲滅強調月間」等を設定し、いじめ撲滅への意識高揚や児童生徒の人権啓発を集中的に行うよう各学校を支援する。

(6) いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な手立てについて、埼玉県教育委員会作成「彩の国 生徒指導ハンドブック」の活用を促す。

(7) 各学校の学校評価等において、いじめの防止の具体的対策等について、保護者、地域の方々から意見をいただき必要に応じて見直していくよう指導する。なお、この際、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切に対応、組織的な取組等を評価項目に据え、P D C Aサイクルにより検証していくよう指導する。

ウ 早期発見

(1) 教育センターの教育相談室での面接相談・電話相談、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士による支援体制、各学校へのふれあい相談員やスクールカウンセラーの配置による相談体制の充実を図るとともに、市民への必要な周知を図る。

(2) いじめの実態把握、早期発見、対応を図るため、全校の児童生徒に、毎学期1回以上（年3回以上）、保護者に年1回以上のいじめに関するアンケートや個人面談、年数回いじめ問題に関する研修会を実施するよう各学校に指導する。

いじめに関するアンケート調査や個人面談等で得た情報については、適切に保存をする必要がある。児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後、いじめの重大事態の申し立てがなされることもあり得ることを踏まえ、指導要録の保存期間に合わせ5年間保存する。なお、保存方法は紙、又は電子媒体とする。保存期間終了後は、校長が処分を確認する。

(3) 「24時間子供SOSダイヤル」等各箇所の電話相談窓口の周知を図る。

エ いじめへの対処

- (1) 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その措置する学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に関わる事案について自ら必要な調査を行う。
- (2) 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

＜参考＞学校教育法

(児童の出席停止)

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 学校が実施すべき施策

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国や県が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」及び日高市が策定した「日高市いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

このいじめ防止基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等に関わる内容であることが必要である。

なお、その際各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるにあたり、次の点に留意する。

- (1) 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- (2) 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。

- (3) 児童生徒や家族・地域も巻き込みながら策定や説明に努める。
- (4) いじめ防止対策委員会を、学校基本方針に定めた取り組み等を実行する中核の組織として位置づける。
- (5) 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- (6) 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を児童生徒には毎学期1回以上（年3回以上）、保護者は年1回以上実施する。（ただし、アンケート調査の結果のみに頼るのではなく、個人面談等で情報収集にも努める。）
- いじめに関するアンケート調査や個人面談等で得た情報については、適切に保存をする必要がある。児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後、いじめの重大事態の申し立てがなされることもあり得ることを踏まえ、指導要録の保存期間に合わせ5年間保存する。なお、保存方法は紙、又は電子媒体とする。保存期間終了後は、校長が処分を確認する。
- (7) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことができるようとする。
- (8) 重大事態への対処については、基本方針を参考に迅速な対応ができるようとする（本冊子10ページ以下参照）。
- (9) 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動に中で、いつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのように協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- (10) 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

イ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止会議」を設置する。

また、この組織は実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実態により充てる。なお、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「企画会議」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方などの外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

- (3) いじめの相談・通報について、児童生徒・保護者等に周知する役割
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (5) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、組織的に実施するための中核としての役割

ウ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

教育委員会と各学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きい傷を残すものであり、決して許されないこと
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取り組みを行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(i) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子供の立場で指導を行うためには、

- ① 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題を発生し得るという危機意識を持ってあたる。
- ③ いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応にあたる。

なお、いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず「いじめ」の土壤を温存させている場合

などがあることにも十分留意する。

(ii) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように配慮する。
 - ・児童生徒の気持ちを共感的に受け止める（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）。
 - ・一人一人の居場所をつくる。
 - ・見守る（「いつもどこかで先生は見守っている。」）。
 - ・基準を示す（「・・・してはならない」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ」）。
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かれる楽しさを与える（「分かった」と思えたとき、「もっと分かりたい」というエネルギーがわいてくる。）。
 - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）。
- ③ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(iii) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身につけることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たってはユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(iv) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いたいじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割について啓発を

図る。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的确に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、「いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではない」ことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (i) 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (ii) いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (iii) 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相

手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条に規定する学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。

これらの対応について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(i) いじめている児童生徒への指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(ii) いじめられている児童生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(iii) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(iv) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(v) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通じて、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(vi) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保す

る責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

ア 重大事態への対処の流れ

- (1) 重大事態の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめにより重大な被害が生じたという申し出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

- (3) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- (4) 教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。
- (5) 学校及び教育委員会は調査委員会を設置して重大事態に関する調査を行う。

※これらの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定に当たっては性急な結論を避ける。

※法第23条第2項の規定に基づき、各小中学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する（ただし、法第23条第2項の規定に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。）。

※調査に先立ち、アンケート等により得られた調査結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

- (6) 上記(5)の調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）。
- (7) 上記(5)の調査結果は、当該学校が調査した場合は当該学校から教育委員会を通じて市長へ、教育委員会が調査した場合は教育委員会から市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- (8) 上記(7)の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、附属機関により調査結果についての調査を行う。
- (9) 上記(8)の調査の主体は、上記⑧の調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）。
- (10) 市長及び教育委員会は、自らの権限および責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態に発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- (11) 上記(8)の調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

イ 教育委員会及び学校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の発生と調査

(i) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、法第 28 条第 1 項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は当該学校の判断により、迅速に調査に着手する。

加えて、各学校におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を転学した場合は、転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申し立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(ii) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長に報告する。

(iii) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条に規定する調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するためを行うものである。

各学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。

この調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合を考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28第3項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならぬ。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項に規定する調査に並行して、市長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項に規定する調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが必要である（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）。

(iv) 調査を行うための組織について

教育委員会又は各学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、以下のように組織を設ける。

① 当該学校が調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を母体とする調査委員会を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。その際、教育委員会は専門委員会の委員等を派遣するなど必要な指導・支援を行う。

② 教育委員会が調査を行う場合は、「日高市いじめ問題専門委員会」を母体とする調査委員会を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。その際、埼玉県教育委員会に支援を要請し、職能団体や大学、学会等の協力を得て、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を充てる。

なお、これらの組織の構成については、専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態

の発生防止を図るものであり、学校又は教育委員会は、「専門委員会」に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

- ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応にあたることが必要である。

- ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

④ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資するという観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたとき背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・ 背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会及び学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ・ 調査を行う組織については、必要に応じて、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三

者) を充て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといってトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

- ・ その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がることがあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

(i) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校・教職員がどのように対応したか。など）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(ii) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

ウ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(1) 再調査

法第30条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この調査は、「日高市いじめ問題再調査委員会」で行う。

再調査についても教育委員会または学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及ぶ責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センター職員門家の派遣による重点的な支援、埼玉県教育委員会の協力による生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の派遣等、多様な方策が考えられる。市においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市長が設置した「日高市いじめ問題再調査委員会」において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況等に勘案して、連絡協議会において毎年度、基本方針にある各施策の効果を検証し、基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。